

- 百一十六 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十七号」と読み替えるものとする。
- 百一十七 介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四号の規定を準用する。
- 百一十八 介護予防特定施設入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第四十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「通所介護費等算定方法第四号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十八号イ」と、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第四号」又はハ」とあるのは「通所介護費等算定方法第十八号口又はハ」と読み替えるものとする。
- 百一十九 介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四号の規定を準用する。
- 百二十 介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ サービス提供体制強化加算(1)イ 次に掲げる基準にも適合すること。
指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設をいつ。以下同じ。)の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
- (1) 介護職員の総数の算定にあつては、第四十三号イ(2)の規定を準用する。
- (2) 通所介護費等算定方法第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- (3) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- (2) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 八 サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- (2) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 二 サービス提供体制強化加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
- (2) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) サービス提供体制強化加算(1)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 百二十一 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四号の規定を準用する。
- 百二十二 介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第五十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第六号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十号」と読み替えるものとする。
- 百二十三 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四十八号の規定を準用する。
- 百二十四 短期利用居宅介護費を算定すべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基準
第五十四号の規定を準用する。この場合において、同号中「介護支援専門員が、緊急に」とあるのは「担当職員が、緊急に」と、「地域密着型サービス基準第六十三条」とあるのは「地域密着型介護予防サービス基準第四十四条」と、「小規模多機能型居宅介護費」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護費」と読み替えるものとする。

- 百二十五 介護予防小規模多機能型居宅介護における総合マネジメント体制強化加算の基準
第五十六号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「指定地域密着型サービス基準第七十七条第一項」とあるのは「地域密着型介護予防サービス基準第六十六条第三号」と読み替えるものとする。
- 百二十六 介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第五十七号の規定を準用する。この場合において、同号イ(4)中「通所介護費等算定方法第七号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十一号」と読み替えるものとする。
- 百二十七 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四十八号の規定を準用する。
- 百二十八 介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第五十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。
- 百二十九 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四十八号の規定を準用する。
- 四 附則
この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。
- 一 第八十三号の規定 平成二十七年九月一日
二 第八十四号イの規定 平成二十八年九月一日
二 第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験(法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験をいう。)に係る合格発表の日
- 厚生労働省告示第九十六号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第九十七号)の全部を次のよう改正し、平成二十七年四月一日から適用する。
- 平成二十七年三月二十三日 厚生労働大臣 塩崎 恒久
- 一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注12に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。
- 二 指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。)であること。
- 三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注2に係る施設基準
連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の名称・住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)であること。
- 四 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注8に係る施設基準
一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

五

イ 小規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が指定通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条の規定による改正前の指定通所介護事業者をいう。若しくは第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。以下この号において同じ。）の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定通所介護事業所（旧指定通所介護事業者をいう。）及び第一号通所事業における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が三百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) 指定居宅サービス等基準第九十三条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

口 通常規模型通所介護事業所を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) (イ) に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以下の指定通所介護事業所であること。

(2) (イ) に該当するものであること。

八 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) (イ) 及び口(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) (イ) に該当するものであること。

二 大規模型通所介護の施設基準

(1) (イ)、口(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。

(2) (イ)に該当するものであること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) 指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第百五条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）であること。

(2) 指定居宅サービス等基準第百五条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

六 指定通所リハビリテーションの施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が指定通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等基準）という。）第百十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所における介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等基準」）とあること。

をいう。の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定通所介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。が七百五十人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) 指定居宅サービス等基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。

(1) (イ)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。

(2) (イ)に該当するものであること。

八 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

(1) (イ)及び口(1)に該当しない事業所であること。

(2) (イ)に該当するものであること。

七 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

口 リハビリテーションを行つて当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対し適切なものであること。

ハ 指定通所リハビリテーションにおける指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注9に係る施設基準

イ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に對して適切なものであること。

九 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

口 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）における介護職員又は看護職員の員数が、常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十二号、第十四号及び第十八号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

口 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）である場合には、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の員数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所（指定居宅サービス等基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合には、併設本体施設（指定居宅サービス等基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことにより一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ハ 独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

イ 指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

二

併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員

又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護

老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

指定短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

単独型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス等基準第百四十四条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホー

ムの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基

準」という。第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号及び次号において同じ。)に属さ

ない居室(指定居宅サービス等基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十

一条第三項第一号に掲げる居室をいう。口及び第十三号において同じ。)(定員が一人のものに限

ること。)

ロ 単独型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に對して行われるものであ

ること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)を算定す

べき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定居宅サービス等基準第百四十四条の四第六項第一号又は特別養護

老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びヒにおいて同

じ。(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔てる壁について、天井との間に一定の

隙間が生じているものを含む。)を除く。)の利用者に對して行われるものであること。

ニ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)を算定す

べき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔てる壁について、

天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。)に限る。)の利用者に對して行われるものであ

ること。

一 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

ロ 日中については、ユニットごとに常勤一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

イ 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第

百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老

人ホームにおいて、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等

の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第

一百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合に該当していないこと。

(3) 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基

準第百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人

ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

十

イ 指定短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

ユニット(指定居宅サービス等基準第百四十一条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホー

ムの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基

準」という。第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号及び次号において同じ。)に属さ

ない居室(指定居宅サービス等基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十

一条第三項第一号に掲げる居室をいう。口及び第十三号において同じ。)(定員が一人のものに限

ること。)

ロ 単独型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に對して行われるものであ

ること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)を算定す

べき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定居宅サービス等基準第百四十四条の四第六項第一号又は特別養護

老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びヒにおいて同

じ。(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔てる壁について、天井との間に一定の

隙間が生じているものを含む。)を除く。)の利用者に對して行われるものであること。

ニ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)を算定す

べき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔てる壁について、

天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。)に限る。)の利用者に對して行われるものであ

ること。

一 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

ロ 日中については、ユニットごとに常勤一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

イ 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基

準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合に該当していないこと。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等

の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第

一百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人

ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基

準第百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人

ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

十

イ 指定短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

ユニット(指定居宅サービス等基準第百四十一条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホー

ムの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基

準」という。第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号及び次号において同じ。)に属さ

ない居室(指定居宅サービス等基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十

一条第三項第一号に掲げる居室をいう。口及び第十三号において同じ。)(定員が一人のものに限

ること。)

ロ 単独型短期入所生活介護費(I)又は併設型短期入所生活介護費(I)を算定すべき指定短期入所生活

介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に對して行われるものであ

ること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)を算定す

べき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(指定居宅サービス等基準第百四十四条の四第六項第一号又は特別養護

老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びヒにおいて同

じ。(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔てる壁について、天井との間に一定の

隙間が生じているものを含む。)を除く。)の利用者に對して行われるものであること。

ニ 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)を算定す

べき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室(ユニットに属さない居室を改修したもの(居室を隔てる壁について、

天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。)に限る。)の利用者に對して行われるものであ

ること。

一 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

ロ 日中については、ユニットごとに常勤一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

イ 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基

準第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合に該当していないこと。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等

の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第

一百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人

ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基

準第百二十一條第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人

ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

十四

イ 指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(四)を

算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(2) 訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームの入所者の数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一をえた数以上であること。

(3) (イ)に該当するものであること。

十三

平成十八年四月一日以後從来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚

生労働大臣が定める基準

指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル

以下であること。

十四

イ 指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)又は(四)を

算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数

(当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護老人保健

施設の入所者をいう。以下この号において同じ。)の数の合計数が三又はその端数を増すごと

に一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(4) 介護老人保健施設ある指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第百四十

一条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)であること。

(5) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数

(当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護老人保健

施設の入所者をいう。以下この号において同じ。)の数の合計数が三又はその端数を増すごと

に一以上であること。

(6) 次のいずれにも適合すること。

(7) 次のいずれにも適合すること。

(8) 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した

者を除く。以下この号において「退所者」という。)の総数のうち、在宅において介護を受け

ることとなつたもの(当該施設における入所期間が一ヶ月を超えていた退所者に限る。)

の占める割合が百分の五十を超えていること。

(9) 退所者の退所後三十日以内(退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合に

あつては、十四日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居

宅介護支援事業者(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年

厚生省令第三十八号)第一条第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)

から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が一ヶ月以上(退所時の

要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、十四日以上)継続する見込み

であることを確認し、記録していること。

(10) 三十・四を当該施設の人所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。

- (四) 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行つてること。
 地域に貢献する活動を行つてること(平成二十七年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む)。

(五) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(iv)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(2)の規定を準用する。この場合において、(2)(2)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(3)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(六) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(i)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(七) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに以上であること。

(八) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(4)に該当するものであること。

(九) (2)(2)から(八)までの規定を準用する。この場合において、(2)(2)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(3)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(一〇) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(i)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。

(一一) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに以上であること。

(一二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(二) 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(三) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに以上であること。

(四) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに以上であること。

(五) 通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ(令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む)に規定する基準に該当するものであること。

(七) (一)、(二)及び(八)に該当するものであること。

(八) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準(一) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が八又はその端数を増すごとに以上であること。

(九) (一)及び(三)から(八)までに該当するものであること。

(一〇) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一一) コニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一二) (二)(一)、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

(一三) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに以上であること。

(一四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(2) (2)(2)から(5)までの規定を準用する。

(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)又は(VI)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(2) (2)(2)から(5)までの規定を準用する。この場合において、(2)(2)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(3)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (2)から(4)まで並びにホ(1)・(5)及び(6)に該当するものであること。

(2) 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (2)から(4)まで並びにホ(1)・(5)及び(6)に該当するものであること。

(2) 二、ホ又はへのいずれかに該当するものであること。

(3) 診療所短期入所療養介護費(I)(i)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下この子及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下この子及びリ（第六十四号において準用する場合を含む。）において同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の一、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(5) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上であること。

(6) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十二条の四において準用する同令第二十二条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(7) 診療所（(6)の診療所を除く。）においては、食堂及び浴室を有していること。

(2) 診療所短期入所療養介護費(I)(ii)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(2) (2)から(5)までの規定を準用する。

(3) 診療所短期入所療養介護費(I)(iii)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(2) (2)から(5)までの規定を準用する。この場合において、(2)(2)a中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と、(2)(2)b中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、(2)(3)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(1) (1)及び(4)から(7)までに該当するものであること。

(2) 该病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) ユニット型認知症疾患短期入所療養介護費Ⅲを算定すべき指定短期入所療養介護の施設基

(一) 準準ル(2)〔及び四に該当するものであること。当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定

(三) 短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことによりある認知症のこと。

当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定豆類人所療養者(慢性的利用者の数又は入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことによりある認知症のこと)。

被保険者一人に就きの料金者の数及び同一障害同一部位の合計料金が四又はその割合を越すことは一回以上あること。

十五イ ル(1)から(5)まで、又は(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。
指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)若しくは

(ii) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは
(iii) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは
(iv) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、(iii)若しくは(iv)

病院療養病床短期入所療養介護費(1)の病院療養病床短期入所療養介護費(1)若しくは(2)、病院療養病床短期入所療養介護費(2)(同)の病院療養病床短期入所療養介護費(1)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)。

知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅵ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働省

大臣が定める基準
ユニット（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有する）

るものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下の号において同じ。に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二

項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。口において同じ。) (定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものである。」
ト更なる不満を抱く事無く、(トモダチ)へと進む。トモダチへと進む。(トモダチ)へと進む。

介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅵ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅶ)の病院療養未申明人所療養介護費(Ⅷ)告しへば、

病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)の病院療養病床短期人所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期人所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅲ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)。

認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(VI)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(VII)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ニ二ツに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

いう。二において同じ。)介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百三十九号)。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰのユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱのユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲのユニット型介護老

ニシットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)号又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)号、第四十条第二項第一号イ(3)号若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)号）を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)号

二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第一項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。の利用者に対して行われるものであること。

第十一号の規定を準用する

七　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ　日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを区別していること。

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てのこと。

ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する職員研修を行つてのこと。

二十五 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。）であること。

二十六 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護における指定地域密着型サービスに対する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注6に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所であること。

二十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ 夜間対応型訪問介護費(I)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オ ベレーシヨンセンター（指定地域密着型サービス基準第五条第一項に規定するオベレーシヨンセンターをいう。以下同じ。）を設置していること。

ロ 夜間対応型訪問介護費(I)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

ハ 夜間対応型訪問介護費(I)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オ ベレーシヨンセンターを設置していないこと。ただし、オベレーシヨンセンターを設置している事業所であつても、夜間対応型訪問介護費(I)に代えて夜間対応型訪問介護費(I)を算定することができる。

二十八 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）以下同じ。）であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型通所介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費(I)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準

イ 看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

ロ 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ハ 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。

イ 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。

ロ (1) 看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

(2) 看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

ハ 看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

イ 看護職員配置加算(I)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

ロ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。

ハ (2)から(6)までに該当するものであること。

三十二 指定認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算に係る施設基準

イ 夜間支援体制加算(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。

(3) (2) (1) 前号イ又はハに該当すること。

口 夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する介護従業者)をいう。以下この号において同じ。)及び宿直勤務に当たる者の合計数が二以上であること。

口 夜間支援体制加算(I)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ(1)に該当するものであること。

前号ロ又はニに該当すること。

夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

三十三 指定認知症対応型共同生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

口 医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る)、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに係る職員研修を行っていること。

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。

ロ 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十五 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準

三十六 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

三十七 第二十三号の規定を準用する。この場合において、同号ホ中「第七十六条の二第一項」とあるのは「第七十八条の九第一項」と読み替えるものとする。

三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の施設基準

イ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定すべき指定地城密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)である。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定すべき指定地城密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の施設基準

b 介護職員の数が、常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第四十一号及び第四十二号において同じ。)で、入居者の数が三又はその端数を増す」と

c 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

口(1)aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)である。

口(2)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ハ 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当しないこと。

ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(2)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(2)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(2)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(2)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(1)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

ロ(2)a及びbに規定する施設基準に該当する指定地城密着型介護老人福祉施設である。

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の施設基準

イ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設をいうこと。

ロ(1)aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設である。

ロ(2)aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設である。

ロ(1)aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設である。

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人以上であること。

イ 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。））で、

第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第五十一号において同じ。）、で、

入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十二号口に規定する基準に該当していないこと。

口 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人であること。

イ 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことによること。

八 ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入居定員が三十一人以上であること。

イ 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことによること。

二 ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユーチュート型小規模旧措置入所者介護福祉施設

サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入居定員が三十人であること。

ハ (2) 及び(3)に該当するものであること。

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護福祉施設サービス費(I)、小規模介護福祉施設サービス費(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービ

ス費(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設

サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。以下において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

口 介護福祉施設サービス費(I)、小規模介護福祉施設サービス費(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービ

ス費(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設第三条第一項第一号イに掲げる居室をい

ること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニッ

ト型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設

サービス費(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

二 ユニット型介護福祉施設サービス費(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)、ユニッ

ト型旧措置入所者介護福祉施設サービス基準

サード型に属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の入居者に対するものであること。

四十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

五十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは「介護福祉施設サービス費、小規模介護

福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費」と、同号イ(4)中「第十号」とあるのは「第十二号」と、同号口(1)中「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは「ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費」と読み替えるものとする。

五十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人以上五十人以下であること。

イ(2)及び(3)に該当するものであること。

口 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当していないこと。

イ(1) 入所定員が三十人であること。

ハ 看護体制加算(I)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

イ(2)及び(3)に該当するものであること。

口 看護体制加算(I)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が該当するものであること。

ハ 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すことに一以上で

あり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号に定める指定介護老人福祉施設

に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上である」と。

口 當該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡ができる体制を確保していること。

イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(I)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 口(1)に該当するものであること。

ハ (2)から(4)までに該当するものであること。

五十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第四十三号の規定を準用する。

五十三 平成十八年四月一日以後從来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第四十四号の規定を準用する。

イ
口 十四号イ(2) と読み替えるものとする。
十四号イ(2) 指定介護療養施設サービスの施設基準
第十四号二の規定を準用する。この場合において、同号二(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは「第
十四号イ(2)」と読み替えるものとする。
口 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
第十四号六の規定を準用する。この場合において、同号六(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは「第
十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

五十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準
イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

口 リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

五十九 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準
第十七号の規定を準用する。

六十 平成十八年四月一日以後從來型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であると読み替えるものとする。

六十一 介護老人保健施設における療養体制維持特別加算に係る施設基準
第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは「第十三号」と読み替えるものとする。

ユ二ットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものである。

五十七 介護老人保健施設におけるユ二ットケアに関する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

